

第11回 只見ユネスコエコパーク推進協議会 議事録（概要）

日時	令和2年7月31日（金） 13:00～15:10
場所	朝日振興センター 2階ホール
出席者	構成員：18団体（21名）、事務局：4名、傍聴者：0名
内容	<p>1. 開会</p> <p>（事務局） 定刻となりましたので、第11回只見ユネスコエコパーク推進協議会を開会いたします。</p> <p>2. 会長（只見町長）挨拶</p> <p>（事務局） 会議開催通知発出時の会長であります只見町長よりあいさつ申し上げます。</p> <p>（会長） 本日は、第11回只見ユネスコエコパーク推進協議会に、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。今般の新型コロナウイルスの感染拡大によりユネスコエコパーク活動においても支障が出ているところもございますが、そうした中でも感染拡大の防止策を講じながらユネスコエコパークを推進して参りたいと思います。本日の会議の議題の主は、役員の選出、只見ユネスコエコパーク支援委員会からの国道289号八十里越の開通に伴う影響と対策に関する答申に対しての対応策の検討、各構成員の今年度の取り組み計画、ということになります。「豪雪に育まれた自然・生活・文化を守り、生かす」という只見ユネスコエコパークの精神の実現に寄与するような会になるよう、皆様にはご協力をお願い申し上げます。また、本日は、大雨警報・洪水警報が発令しておりますので、スムーズな議事の進行に重ねてご協力をお願い申し上げます。</p> <p>3. 役員の改選</p> <p>（事務局） この度、会長、副会長の任期が任期満了に伴い、協議会会則第5条の1に基づき、構成員の互選により会長の選出をお願いしたいと思います。なお、会則第5条の5に基づき再任は妨げられません。どなたかご推薦はございますでしょうか。</p> <p>（事務局） ご推薦ないようであれば、事務局案を説明させていただければと思いますがいかがでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>（事務局） 異議ないようでありますので、事務局案としては引き続き只見町長に会長を務めていただくことを提案致します。いかがでしょうか。</p> <p><異議なしの声></p> <p>（事務局） それでは、異議ないようでありますので、構成員の互選により只見町長に会長に就任いただくことで決定いたしました。協議会会則第5条の2に基づき、以後の進行は会長をお願いしたいと思います。</p> <p>（会長） 協議会会則第5条の3に基づき、副会長を指名させていただきたいと思います。引き続き只見地区区長連絡会さん、福島県南会津地方振興局さんに副会長をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。</p>

<只見地区区長連絡会、福島県南会津地方振興局の了解を確認>

(会長) 両方からの了解をいただきましたので、副会長は只見地区区長連絡会、福島県南会津地方振興局に決定いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。一言ずつご挨拶いただけますでしょうか。

(只見地区区長連絡会) 只見地区区長連絡会会長の鈴木です。引き続き副会長となりますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

(福島県南会津地方振興局) 福島県南会津地方振興局の佐瀬でございます。引き続きどうぞよろしくお願ひ致します。

(会長) ありがとうございます。それでは、報告事項に進みたいと思います。

4. 報告事項

(1) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の委嘱状況について

(会長) 只見ユネスコエコパーク支援委員会の委嘱状況について、事務局から説明お願ひします。

(事務局) 前回の第10回只見ユネスコエコパーク推進協議会にて、支援委員会委員の再任について確認いただき、その後、事務局のほうで委嘱手続きを進め、すべての委員の委嘱が完了いたしました。資料4が最終的な只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の名簿となりますので、ご報告致します。以上です。

(会長) 事務局から報告ありました。ご質問等ございますか？

(会長) ないようであれば次の議題に移ります。

(2) 2. 地域の持続可能な社会経済的発展の充実化について (只見町森林組合)

(会長) 地域の持続可能な社会経済的発展の充実化について、只見町森林組合から説明お願ひします。

(只見町森林組合) <資料5に基づき説明>

(会長) 森林組合から説明ありました。ご質問等ございますか？

(会長) 課題として認識している。ユネスコエコパーク、町としても取り組んでいくことで確認したい。その他、特にないようであれば次の議題に移ります。

(3) ①ワカサギ増殖事業、②ウグイませば造成、③外来魚駆除・カワウ駆除について (伊北地区非出資漁業協同組合)

(会長) ①ワカサギ増殖事業、②ウグイませば造成、③外来魚駆除・カワウ駆除について、伊北漁協から説明お願ひします。

(伊北漁協) <資料6に基づき説明>

(会長) 伊北漁協から説明ありました。ご質問等ございますか？

(会長) ないようであれば次の議題に移ります。

(4) その他

(会長) その他、ございますでしょうか。

(会長) ないようであれば協議事項に移ります。

5. 協議事項

(1) 国道289号八十里越道路の開通に伴う影響と対策に関する只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申の取扱いについて

(会長) 国道289号八十里越道路の開通に伴う影響と対策に関する只見ユネスコエコパーク支援委員会の答申の取扱いについて、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 前回の協議会で、国道289号八十里越道路の開通に伴う影響と対策について、只見ユネスコエコパーク支援委員会から答申をいただき、本推進協議会としては答申内容への対応策について協議をすすめていくことを確認しました。それを受けて、関係する構成員へ対応策を検討いただいております、その結果が資料8としてまとめてあります。事務局より資料8の内容を読み上げ、説明いたします。(資料8を読み上げ)。以上となります。

(会長) 説明ありました内容について、ご質問やご意見、あるいはさらにこれらの課題解決に協力いただけることなどあれば挙手願います。また、質問等に該当する構成員についてはそれぞれご説明をお願い申し上げます。

(日本自然保護協会) 答申書を作成した只見ユネスコエコパーク支援委員会委員の一人でもあります。答申内容に対して丁寧にご回答いただきました。対策にモニタリングの実施とありますが、エリアが広いのでモニタリングですべてを把握することは難しいだろうと考える。調査結果については情報開示の必要があると思うのでお願いしたい。また、協議会、あるいは只見町での補足の調査の必要もあるだろう。そのための相互確認の関係性の構築も重要である。今後、作る構造物については、作る前に十分に周辺環境の状況把握に努めてもらいたい。

(南会津建設事務所) 情報開示について、モニタリング結果が出てくれば開示できるだろう。情報開示の中で、協議会とのより良い関係を作っていくことが重要であると考えている。広域の状況把握については、広い範囲での予備調査を実施したうえで、必要箇所を重点的に実施している。

(会長) モニタリング状況を把握させていただいた上、支援委員会と相談してしっかり対応して参りたい。

(只見町森林組合) 野生動物の道路横断の問題は、只見町内の既存道路でも起こっている。例えば、大倉で道路両サイドから動物が出てくる。道路の幅員を広く設けて対策してはどうか。

(南会津建設事務所) モニタリングを踏まえ必要な対策をしていく。

(日本MAB計画支援委員会) 説明された答申内容に対する対策については今後支援委員会でも論議が行われるだろうと思う。私も支援委員会の委員の一人であるが、対策を前向きに検討いただいたことは評価したい。ただし、気がかりもある。こうした大規模開発問題は只見ユネスコエコパークだけの問題ではなく、国内のほかのユネスコエコパークでも起きている。例えば、南アルプスユネスコエコパークのリニア新幹線問題、綾ユネスコエコパークのメガソーラー問題、屋久島ユネスコエコパークの西部林道開発問題がある。こうしたユネスコエコパークの理念と矛盾する行為の背景には、事業者がユネスコエコパークの理念を理解していないことが要因にあると考える。今回の国道289号の件について言えば、ユネスコエ

コパークや只見町の野生動植物保護条例が念頭になかったのではないかと考えざるを得ない。過ぎてしまったことなので、今後は地元意見を踏まえて進めていただきたい。感想になります。

(南会津建設事務所) 工事は昭和46年から進めていた。ユネスコエコパークに対する意識は低かったのではないかと考える。協議会のこの形は我々にとっては良い機会と考える。ご協力をお願いしたい。

(会長) この件について、昨年度は支援委員会に様々調査いただき、答申書をいただいた。答申で挙げられた課題をそれぞれご検討いただき、ここで共有・意見交換させていただいたことは大変意義深く、エコパークの一つの成果と言っても良いものであると考える。皆様には厚く感謝申し上げます。前回協議会で要望も検討していくことで確認したが、ここで示された対応策の中ではとりあえず要望をするような状況でないかと考える。互いに連絡・調整しながら進めていくこととしたい。支援委員会からの答申書の冒頭にあるとおり、本協議会としては、本協議会及び構成員の協力のもとに、八十里越道路の開設に伴う諸問題の解決を図るために、あらゆる方策を検討し、実行に移すことをこの場で確認したい。さらに、それを実現し、2024年のユネスコ本部への定期報告で報告し、我々自身から自然と人間活動の調和・共生を実現するモデルケースとして国際的に情報発信するものとしてほしい。今後については、協議会会議毎に対応策の進捗について報告・意見交換しながら進めていくこととしたい。また、個別の課題については、支援委員会の意見を伺いながら課題解決につなげていくこととしたい。構成員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。そのようなことで進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

(構成員) <意見なし>

(2) 令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について (各構成員)

(会長) 令和2年度 只見ユネスコエコパーク推進協議会構成員によるユネスコエコパークへの取り組み計画について、各構成員からご説明をお願いします。

(各構成員) (資料9に基づいて各構成員から事業説明と質疑応答)

■ (資料9・P30、【入叶津道路】道路橋りょう整備(再生・復興)について)

(日本自然保護協会) 供用後の管理が重要だと考える。供用時期はいつごろになるのか?

(南会津建設事務所) 決まっていない。

(日本自然保護協会) モニタリングは継続していく考えか。

(南会津建設事務所) 継続していく。

■ (資料9・P32、里山林整備事業について)

(日本MAB計画支援委員会) 里山面積はどのくらいになるのか。

(只見町森林組合) 只見町内27集落の周辺の山林。はっきりした数値はわからない。

(日本MAB計画支援委員会) 単年度事業なるのか。

(只見町森林組合) 集落が申請して、整備の実施は森林組合が行っている。単年度になるかどうかは集落次第。

(日本 MAB 計画支援委員会) 主体は集落だとのことだが、予算が限られるようであれば、目的が達成できない恐れがある。

■ (資料 9・P33、魚族生態系保全事業、外来種カワウ駆除事業について)

(日本 MAB 計画支援委員会) 内水面漁業法には、“自然環境の保全”といった程度のしか書き込まれていないかもしれないが、国道 289 号に関連しても地域の在来遺伝子資源の保全の観点からも在来イワナの保全は重要である。現在の保護河川の設定数はいくつかおしえていただけないか。

(伊北漁協) 手持ちの資料がなく、お答えできない。

(日本 MAB 計画支援委員会) ぜひ在来イワナの保全に取り組んでほしい。放流だけでなく、自然河川にある在来の資源を利用した増殖を検討してほしい。

(伊北漁協) 伝えておく。

(3) 日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN) の活動報告について

(会長) 日本ユネスコエコパークネットワーク (JBRN) の活動報告について、事務局からお願いします。

(事務局) 今年度の総会は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面での開催となっている。資料 10 が総会資料案となっている。令和 2 年度収入支出予算 (案) のうち、旅費は前年度にくらべ 45 万となっているが、新型コロナウイルスの影響に伴い子ども霞が関見学デーなどのイベントが中止となり、その参加旅費が減額となっている。通信費は 3 万円増額しているが、こちらも新型コロナウイルスの影響対策のための通信アプリの購入費となっている。この内容で書面での総会に参加し、了承したい考えであるがよろしいか伺います。

(会長) ご質問等ございますでしょうか。

(西部漁協) 令和元年度事業報告で、会議等で令和元年 7 月から令和 2 年 6 月までであるが、令和元年度事業で間違いないか。

(事務局) 日本ユネスコエコパークネットワーク規約の第 30 条会計のところ、会計年度が毎年 7 月 1 日に始まり、翌年 6 月末日となっており、そのような形になっております。

(会長) 事務局から説明あったように、了承したいと思うが、よろしいでしょうか。

<異議なしを確認>

(会長) それでは、異議なしで確認いたしましたので、書面での総会に出席、内容を了承することとします。

(4) 伊南川流域水質改善対策について (只見町森林組合)

(会長) 伊南川流域水質改善対策について、森林組合から説明をお願いします。

(只見町森林組合) <資料 11 に基づき説明>

(会長) このことについて、南会津支署、南会津建設事務所のほうで状況把握されていればご説明いただけますか。

(南会津支署) 南会津町長から要望あり、福島県とも協力して対策実施している。

(南会津建設事務所) 西根川の砂防計画を立てるため調査している。

(会長) 只見ユネスコエコパーク域外のことはあるのですが、関係機関におかれましては、現状把握と適切な対応をお願いしたいと思います。

(只見町森林組合) 対策をお願いしたい。

(5) その他

(会長) その他ございますでしょうか。

(会長) 以上、議題としていたものについては終わりました。進行を事務局にお返ししたいと思います。どうもありがとうございました。

6. その他

(事務局) 今回、初めて推進協議会に参加された方もおられますので、只見ユネスコエコパークのロゴマークに利用案内をさせていただきます。資料12で、ロゴマークの利用にかかる規則をお渡ししておりますので、規則に従い、ユネスコエコパーク活動でのロゴマークの積極的な使用をご検討いただければと思います。利用申請の受け付けは事務局で行っております。

7. 閉会

(事務局) 以上で、第11回只見ユネスコエコパーク推進協議会を閉会させていただきたいと思います。引き続き只見ユネスコエコパークの推進については、ご理解とご協力をお願い申し上げます。長時間の会議、どうもありがとうございました。

只見ユネスコエコパーク推進協議会